

島根県経口摂取支援協議会 会則

- 第1条 本会は、島根県経口摂取支援協議会と称する。(以下 協議会という)
- 第2条 ヒトが口から栄養を確実に摂取することは健康増進、疾病予防から疾病の治癒、生活の質の向上に至るまで大切な要点であるといえる。この会は、島根県内の経口摂取を支援する関係諸団体が、現場での連携機能を高めるための情報交換と連携強化を図り、地域住民の経口摂取不全予防と地域における経口摂取機能低下該当者の機能回復ならびに健康維持と生活の質向上に寄与するため、全県民の健康生活支援を視野に入れたシステムの構築・運営を目的とする。
- 第3条 この会は、上記の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 協議会及び世話人会の開催
 - (2) ホームページの作製
 - (3) 経口摂取支援に関連する情報収集と各団体への情報発信
 - (4) 研修会またはシンポジウムの開催
 - (5) その他協議会の目的達成のために必要な事項
- 第4条 この会の会員は、本協議会の目的に賛同して入会した関係団体をもって構成する。
- 第5条 この会に、次の役職を置くものとする。
- 議 長 1名
- 世話人 若干名
- 第6条 議長は協議会及び世話人会を招集して、その議事進行を行なう。
- 第7条 議長および世話人の任期は2年とし、その再任を妨げない。
- 第8条 世話人会は、議長が必要と認めたときに開催し、事業内容を中心に検討する。
- 第9条 この会の運営に際し、会員は年会費(5,000円)を納入するものとする。
- 第10条 この会の招集する会議の出席にかかる費用弁償、交通費は各団体の負担とする。また、研修会等においては、参加者よりその都度研修受講費を徴収するものとする。
- 第11条 会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第12条 この会は、事務局を松江市南田町141-9 島根県歯科医師会口腔保健センター内に置く。
- 付 則 この会則は平成22年 4月 1日から施行する。